

13. 8. 5
第420号

大正十三年八月二日

總務部長 添田敬一 郎 殿

京都陶磁器工業之件

京都ニ於ケル陶磁器製造業者二百餘名ニ依ツテ組織セラル、京都陶磁器製造同業組合ハ去ル七月十五日臨時總會ヲ開催シ不況ヲ理由トシ各使用従業員ノ賃銀ニ割値下ゲヲ可決シ即日實行スル旨従業員ニ申送ツタ。
此ノ値下ゲ通知ニ接シ従業員ノ団体タル京都陶磁器製造従業員組合ハ即日四十六名ノ代議員ヲ召集シ協議ヲ重ネ製造家側ニ對シ相當ノ審議期間ヲ與ヘラレタシト要求シタガ製造家側ハ之ヲ黙殺ニ

大阪支所長 藤 澤



財團法人協調會大阪支所

法人 調 査